

放射性同位元素の使用施設等に係る I N E S 評価ワーキンググループの設置について

平成19年5月28日
原子力安全課
放射線規制室

1. 背景・目的

1992年に国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）において策定された国際原子力事象評価尺度（INES：International Nuclear Event Scale）ユーザーズ・マニュアルについて、2004年に放射線源及び輸送における事故のINES評価に関する追加ガイダンスの試行が開始され、2006年に追加ガイダンス改訂版が合意されたところである。

当省においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく規制を受ける施設及び放射性同位元素等の輸送の事故・故障等について、INESユーザーズ・マニュアルに基づき評価を行う必要がある。この評価に当たっては、当該評価の透明性及び客観性の観点から、原子力安全に係る専門家からの意見を求めるため、科学技術・学術政策局に設置している放射線安全規制検討会の下に「放射性同位元素の使用施設等に係る I N E S 評価ワーキンググループ」を設置する。

2. 検討事項

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく法令報告事象に関して、ユーザーズ・マニュアルに基づき、当省が暫定的に評価した I N E S のレベル（I N E S 暫定値）の妥当性について検討する。

3. 運営方法

- 法令報告事象がある場合、原則として半年に1回開催する。ただし、放射線規制室長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 当省においては、ワーキンググループの検討結果を参考にし、原因が明らかになった時点で I N E S の正式な値（I N E S 正式値）を確定し、評価結果を放射線安全規制検討会に報告する。
- ワーキンググループは公開とする。